

なくそう！  
防ごう！

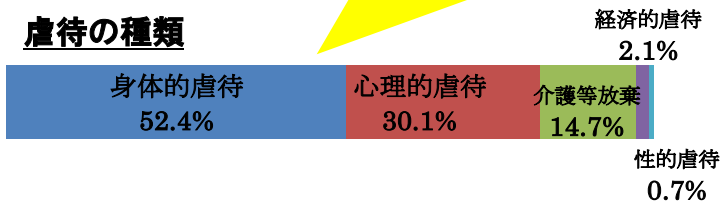
# 養介護施設従事者等による 高齢者虐待

## 東京都内の養介護施設従事者等による 高齢者虐待の現状は？

東京都内の平成29年度の対応状況  
(虐待認定件数54件) ※前年度から11件増加

身体的虐待、心理的虐待の順に多い。

### 虐待の種類



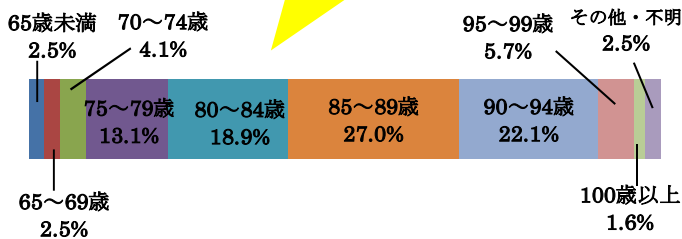
被虐待者の約7割が女性です。

### 被虐待者の性別



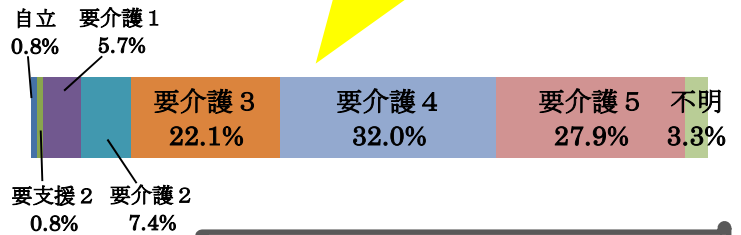
約9割が75歳以上の方です。

### 被虐待者の年齢



約8割が要介護3以上の方です。

### 被虐待者の要支援・要介護状態区分



## どのようなことが「高齢者虐待」にあたるのか？

高齢者に対する虐待を防止し、高齢者の権利利益を養護するため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「法」という。）が、平成18年4月に施行されました。

### 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること（法第2条第5項第1号イ）

- 叩く、つねる、殴る、蹴る、やけどをさせる
- 本人に向けて物を投げつける
- 介護しやすいように、職員の都合でベッドに抑えつける
- 拒否しているのに、職員の都合で食事を食べさせる
- 移乗等の際に、必要以上に身体を高く持ち上げる
- 身体拘束 等

（緊急やむを得ない場合を除き、虐待です）  
※緊急やむを得ない場合の3要件  
①切迫性、②非代替性、③一時性と手続き上の手順（組織での判断・本人や家族への説明・観察と再評価・記録）を満たすことが必要です。



### 心理的虐待

高齢者に著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと（法第2条第5項第1号ハ）

- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う、あざ笑う、無視する、からかう
- 本人の意思に反した異性介助を繰り返す
- 子ども扱いするような呼称で呼ぶ
- 自分で食事ができるのに全介助する
- ナースコールを無視する 等

### 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること（法第2条第5項第1号ニ）

- 人前でおむつ交換をする
- 下半身を裸や下着のままにして放置する
- 無理やり性的な話を聞かせる
- 本人の裸等を映像や写真に撮る
- 性的行為を強要する 等

裏面へ

# どのようなことが「高齢者虐待」にあたるのか？

## 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること（法第2条第5項第1号ロ）

- 水分や栄養補給、栄養管理を怠る
- ナースコール等を手の届かないところに置く
- 衣類が濡れているのに着替えさせない
- 受診させない、救急対応を行わない
- 処方通りの服薬をさせない
- 他の利用者に暴力を振るう高齢者への対応を放置する 等
- 同僚の虐待行為を放置する

## 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること

- （法第2条第5項第1号ホ）
- 生活に必要なお金を不当に制限する
  - 正当な理由なく売店でおやつを買わせない
  - 立場を利用してお金を借りる
  - お金を盗む、無断で使う、流用する
  - おつりを渡さない 等



## 職員の「虐待している」という「自覚」は問いません！

「悪意はない」、「介護が未熟」、「利用者のためにしている・言っている」等とは関係ありません。

**利用者のことを思って行った行為でも、虐待と捉えられる場合があります。**

例えば、  
利用者のことを親しみを込めて「〇〇ちゃん」と話しかけることや、  
利用者が転倒するのを防ぐため、  
利用者の安全を考慮し行動を制限させること等。

これって  
虐待！？

**虐待であるかどうかははっきりわからない場合でも  
相談・通報してください！**

施設職員からの  
通報の場合

- 通報したことは守秘義務違反に当たらない（法第21条第6項）
- 通報したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない（法第21条第7項）

通報者の  
個人情報は  
固く守られます

市町村の  
役割

虐待やその疑いの通報を受けた市町村は、虐待防止法の趣旨を踏まえ、事業所を訪問する等し、職員への聞き取りや施設内の状況の確認等、事実確認を行います。  
お忙しいところ大変恐縮ですが、事業所の皆様には御理解、御協力をお願いいたします。

認定後の  
対応

事実確認の結果、虐待と認定された場合には、高齢者虐待に関する事項について、東京都へ報告します。（法第22条第1項）  
また、虐待認定を受けた事業所に対して、改善に向けた指導事項について、改善計画書の提出を求めます。（法第20条）



よろしく  
おねがい  
します

## 相談・通報先はこちら

青梅市役所健康福祉部介護保険課介護保険管理係  
0428-22-1111（内線2121）

青梅市